

特別定額給付金（¥100,000）をもらえる人が変わりました

今までのルール（2020年5月20日まで）

- ・新型コロナウイルスの影響で困っている人が多いので、日本政府は日本に住んでいる人みんなに「特別定額給付金」というお金をあげることになりました。
- ・お金は、1人¥100,000もらえます。

<お金がもらえる人>

- ・2020年4月27日に日本に住んでいた人で、「住民票」がある人です。
- ・外国人（日本国籍がない人）も、お金がもらえます。
- ・2020年4月27日に生まれた赤ちゃんも、お金がもらえます。
- ・2020年4月28日より後に死んだ人も、お金がもらえます（一緒に住んでいる家族がもらいます。一人暮らしの人はもらえません）。
- ・例えば、家族が5人（お父さん、お母さん、子ども3人）の場合は、 $5人 \times ¥100,000 = ¥500,000$ もらえます。
- ・お金は、「世帯主」（=家族の代表者）がもらえます。

<お金がもらえない人>

- ・2020年4月27日に日本に住んでいなかった人は、お金がもらえません。
 - ・2020年4月27日に日本に住んでいたけど、今はもう国へ帰っている人は、お金がもらえません（一時帰国中で「住民票」がある人はもらえます）。
 - ・外国人で、2020年4月27日にビザが切れていた人（オーバーステイになっていた人）は、お金がもらえません。
- * 外国人で、2020年4月27日にビザが「短期滞在」など、在留期間が3月（90日）以下の人は、お金がもらえません（日本に住んでいても、「短期滞在」など、在留期間が3月（90日）より短い人には「住民票」がありません）。

→このルールが、変わりました。次のページで説明します。

<お金をもらう方法>

- ・2020年4月27日に、あなたの「住民票」がある役所から、「住民票」に書いてある住所に郵便で書類が送られてきます。
- ・書類に銀行口座等を書いて、役所に郵便で送ってください。
- ・後で、役所が銀行か郵便局の口座にお金を振り込みます。
- ・お金は、家族の全員分をまとめて「世帯主」（=家族の代表者）の口座に振り込みます。

新しいルール (2020年5月21日から)

- ・2020年5月20日に、入管は新型コロナウイルスで国に帰ることができない外国人のために、「短期滞在」や「特定活動(2月や3月)」ビザの人を「特定活動(6月)」に変えることができると言いました。まだ「短期滞在」の期間が残っている人でも、「特定活動(6月)」に変えることができます。
- ・国に帰ることができない元・留学生は、1週間に28時間まで仕事をしてもいいことになりました。
- ・国に帰ることができない元・技能実習生等は、前と同じ職種で働くことができます。
- ・「家族滞在」ビザから「短期滞在」ビザに変えていた人は、「特定活動(6月・就労不可)」に変えることができます。この場合、働くことはできませんが、「資格外活動許可」を申し込んで、許可が出たら、1週間に28時間まで働くことができます。
- ・「技能」ビザや「技術・人文知識・国際業務」ビザで働いていた人で、「短期滞在」ビザに変えた人は、働くことができません(一部、働くことができる人もいます)。

「短期滞在」ビザの人が「特定活動(6月)」ビザになると、「特別定額給付金(¥100,000)」がもらえます! 「短期滞在」ビザのままでは、¥100,000 はもらえません。

- ・難民認定を申し込んでいる人で、3か月より長く日本にすることができる人(=中長期在留者)に日本で赤ちゃんが生まれた場合、まだ赤ちゃんの「住民票」がなくても¥100,000 がもらえることになりました(難民認定を申し込んでいる人でも、日本にすることができる期間が3か月より短い人は、その人も赤ちゃんも¥100,000 がもらえません)。
- ・難民認定を申し込んでいる人で、日本で赤ちゃんが生まれた人は、あなたの「難民認定申請書」と、あなたとその赤ちゃんが親子だとわかる物(「出生証明書」や「母子健康手帳」など)を、今住んでいるまちの役所に持って行ってください。

★「特定活動」ビザに変えることができた人が、「特別定額給付金(¥100,000)」を受け取るための方法は、住んでいるまちによって変わります。どうすればいいか、あなたが住んでいるまちの役所に聞いてください。

＜ビザを変える方法＞

1) あなたは、下の例1～4のどれですか？1つ選んでください。

※「短期滞在」ビザから「特定活動」ビザに変える時、帰国するまでの間、日本で働きたいかどうかで、ビザの内容が変わりますので注意してください。

例1 前は「留学」ビザで、今は「短期滞在」ビザの人（働きたい人）

- ・「特定活動（アルバイト可・6月）」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本に滞在することができます。
- ・働きたい人は、1週間に28時間まで働くことができます。

※2020年1月1日より後に学校を卒業した人だけです。それより前に卒業した人はビザを変えることができません。

※まだ「留学」ビザの在留期間が残っている人で、「資格外活動許可」がある人（＝アルバイトができる人）は、「特定活動」ビザに変えなくても、1週間に28時間まで働くことができます。

例2-1 前は「技能実習」ビザで、今は「短期滞在」ビザの人

- ・「特定活動（就労不可・6月）」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本に滞在することができます。
- ・日本で働くことはできません。

例2-2 前は「技能」ビザや「家族滞在」ビザ等、例1と例2-1以外だった人（国に帰るまでの間、日本で働きたくない人も同じです。）

- ・「特定活動（就労不可・6月）」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本に滞在することができます。
- ・日本で働くことはできません。

※前は「技能」ビザで、今「短期滞在」ビザの人が、もう一度、「技能」ビザに戻りたい場合は、まず仕事をみつけてください。仕事がみつかったら、「技能」ビザを申し込むときに必要な書類を持って、入管に申し込んでください。許可が出たら、「技能」のビザがもらえて、前と同じ職種で働くことができるようになります。「技能」ビザに戻りたくない場合は、「特定活動（就労不可・6月）」に変わります。仕事やアルバイトはできません。

※前は「家族滞在」ビザで、今「短期滞在」ビザの人が、国に帰るまでの間、日本で働きたい人は、「資格外活動許可」をもらえる場合があります（必ずもらえるわけではありません）。もし、許可をもらえたら、1週間に28時間までアルバイトをすることができます。

例3 前は「技能実習」ビザで、今は「特定活動（就労可・3月）」ビザの人

- ・「特定活動（就労可・6月）」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本に滞在することができます。
- ・前と同じ職種で働くことができます。

※ビザを変えることができるのは、「特定活動」ビザの人でも、「インターンシップ」、「外国人建設就労者」、「外国人造船就労者」、「製造業外国従業員」の人だけです。「ワーキングホリデー」など、他の活動の人は「特定活動（就労可・6月）」に変えることができません。

例4 難民認定を申し込んでいる人で、日本で赤ちゃんが生まれた人

- ・赤ちゃんが生まれたら、入管で難民認定の申し込みをしてください。

2) 入管でビザを変えるための申し込みをしましょう。

*住民票がある人は、住民票に書いてある住所の入管に申し込みをします。住民票がない人（「短期滞在」ビザの人）は、今住んでいるところの近くの入管に申し込みをします。

- ・東京入管で申し込みをする人は、P.5～P.8を見てください。
- ・東京以外入管で申し込みをする人は、P.9～P.10を見てください。

A. 東京入管で申し込みをする人

- ・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県に住んでいる人は、東京入管に申し込みをします。
- ・直接、東京入管に行っても申し込みはできません。書類を郵便で東京入管に送ります。
- * 今、「技能実習」ビザの人と、「特定活動」ビザで「インターンシップ」と「製造業外国人従業員」の人は、郵便ではなく、直接、東京入管に行ってお申し込みください。

●必要な書類と、それを送るところ

- ・留学生や、元・留学生、その家族などの人は、P.5～P.6を見てください。
- ・技能実習生や、元・技能実習生の人は、P.7～P.8を見てください。

《留学生の人、元・留学生の人、その家族、その他で、もう日本では働かない人》

- * 今、「留学」、「短期滞在（90日）」、「家族滞在」の人

◆必要な書類（下の URL からダウンロードできます）

①在留資格変更許可申請書

- * 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290191.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320106.pdf>

③日本に残って生活するためのお金があることがわかるもの

（例）通帳のコピー、など

④国へ帰ることが難しい理由がわかるもの

（例）母国の大使館がウェブサイトに掲載している、日本からの帰国を拒否する文書等

◆①～④を送るところ

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 留学審査部門（特定活動申請担当） 行

- * 書類を送る日と、あなたの名前を書いてください。

(下のものをコピーして使ってもいいです)

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局留学審査部門

(特定活動申請担当) 行

【特定活動関係書類在中】

郵送年月日：2020年 月 日

申請人氏名：

◆申し込みの結果の受け取り方

- ・郵便で申し込んだ人には、東京入管に取りに行く日を連絡します。決めた日に、東京入管に取りに来てください。
- ・横浜市局や出張所に行って申し込んだ人は、その日に結果をお知らせします。もし、その日に結果をお知らせできない時は、いつお知らせできるかを言いますので、その日にまた取りに来てください。

◆郵送受付期間

- ・郵便で申し込む人は、**2020年6月30日までに届く(必着)**ようにしてください。(6月30日より後に申し込む人は、直接、入管に行ってください。)

◆郵便で送るときに注意すること

- ①郵便局に行って、「簡易書留郵便」で送ってください。
- ②封筒に「特定活動関係書類在中」と書いてください。
- ③1つの封筒に2人以上の申し込み書類を入れるときは、封筒の中に申し込みをする人の「国籍・地域、名前、パスポートの番号」を書いた紙を入れて、封筒に「複数申請書在中」と書いてください(それが難しい時は、1人ずつ別の封筒に入れて送ってください)。
- ④入管が決めた日に、入管に在留カードを取りに来ることができない時は、お知らせの紙に書いてある連絡先に電話してください。熱があるときや、体の調子が悪い時は、入管に来ないでください。

※前は「家族滞在」ビザで、今「短期滞在」ビザの人が、「特定活動(就労不可・6月)」のビザをもらうことができたなら、その後で「資格外活動許可」をもらえる場合があります(必ずもらえるわけではありません)。もし、「資格外活動許可」をもらえたら、1週間に28時間までアルバイトをすることができます。「特定活動(就労不可・6月)」のビザがもらった後、アルバイトをしたい人は入管に「資格外活動許可」を申し込んでください。

《技能実習生等、元・技能実習生等で、日本で働きたい人》

* 今、「短期滞在（90日）」か、「特定活動（3月）」の人です。「特定活動」の「外国人建設就労者」と「外国人造船就労者」も同じです。

◆必要な書類（下の URL からダウンロードできます。）

①在留資格変更許可申請書（在留資格を変えたい人）

* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290195.xlsx>

または、在留期間更新許可申請書（在留期間を長くしたい人）

* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290238.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320107.pdf>

◆①～②を送るところ

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 おだいば分室（特定活動申請担当）行

* 書類を送る日と、あなたの名前を書いてください。

（下のものをコピーして使ってもいいです）

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11

東京出入国在留管理局在留管理情報部門

おだいば分室（特定活動申請担当）行

【特定活動関係書類在中】

郵送年月日：2020年 月 日

申請人氏名：

◆申し込みの結果の受け取り方

・郵便で申し込んだ人には、入管から郵便で在留カードを送ります。入管に取りに来なくていいです。

◆郵送受付期間

・郵便で申し込む人は、**2020年6月30日までに届く（必着）**ようにしてください。

（6月30日より後に申し込む人は、直接、入管に行ってください。）

◆郵便で送るときに注意すること

- ①郵便局に行って、「簡易書留郵便」で送ってください。
- ②封筒に「特定活動関係書類在中」と書いてください。
- ③1つの封筒に2人以上の申し込み書類を入れるときは、封筒の中に申し込みをする人の「国籍・地域、名前、パスポートの番号」を書いた紙を入れて、封筒に「複数申請書在中」と書いてください(それが難しい時は、1人ずつ別の封筒に入れて送ってください)。
- ④今、「技能実習」ビザの人や、「特定活動」ビザで「インターンシップ」と「製造業外国人従業員」の人などは、郵便ではなく、直接、入管に行って申し込んでください。もし間違っても郵便で送っても、受け付けません。
- ⑤入管が決めた日に、入管に在留カードを取りに来ることができない時は、お知らせの紙に書いてある連絡先に電話してください。熱があるときや、体の調子が悪い時は、入管に来ないでください。

B. 東京以外の入管で申し込みをする人

- ・あなたが今住んでいる近くの入管に行って申し込みをします。郵便では、申し込みができません。

- ・留学生や、元・留学生、その家族などの人は、このページ（P.9）を見てください。
- ・技能実習生や、元・技能実習生の人は、次のページ（P.10）を見てください。

《留学生の人、元・留学生の人、その家族、その他で、もう日本では働かない人》

* 今、「留学」、「短期滞在（90日）」、「家族滞在」の人

◆入管に持っていくもの（下の URL からダウンロードできます）**①在留資格変更許可申請書**

* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290191.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320450.pdf>

③日本に残って生活するためのお金があることがわかるもの

（例）通帳のコピー、など

④国へ帰ることが難しい理由がわかるもの

（例）母国の大使館がウェブサイトに掲載している、日本からの帰国を拒否する文書等

◆申し込みの結果の受け取り方

- ・直接、入管に行って申し込んだ人は、その日に結果をお知らせします。もし、その日に結果をお知らせできない時は、いつお知らせできるかを言いますので、その日にまた取りに来てください。

《技能実習生等、元・技能実習生等で、日本で働きたい人》

* 今、「短期滞在（90日）」か、「特定活動（3月）」の人です。「特定活動」の「外国人建設就労者」と「外国人造船就労者」も同じです。

◆入管に持っていくもの（下の URL からダウンロードできます。）

①在留資格変更許可申請書（在留資格を変えたい人）

* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290195.xlsx>

または、在留期間更新許可申請書（在留期間を長くしたい人）

* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290238.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320107.pdf>

◆申し込みの結果の受け取り方

- ・直接、入管に行って申し込んだ人は、その日に結果をお知らせします。もし、その日に結果をお知らせできない時は、いつお知らせできるかを言いますので、その日にまた取りに来てください。

【監修】 NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

【作成】 NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会（NPO タブマネ）